

株 主 各 位

第23期定時株主総会資料

電子提供措置事項のうち法令及び定款に基づく

交付書面に記載しない事項

事業報告

新株予約権等の状況

会計監査人の状況

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

会社の支配に関する基本方針

剰余金の配当等の決定に関する方針

計算書類

株主資本等変動計算書

個別注記表

上記事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面（電子提供措置事項記載書面）への記載を省略しております。

株式会社ギミック

新株予約権等の状況

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第 1 回 新 株 予 約 権
発 行 決 議 日		2023年2月14日
新 株 予 約 権 の 数		800個
新 株 予 約 権 の 目 的 と な る 株 式 の 種 類 と 数		普通株式 80,000株 (新株予約権 1 個につき 100株)
新 株 予 約 権 の 払 込 金 額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新 株 予 約 権 の 行 使 に 際 し て 出 資 さ れ る 財 産 の 価 額		新株予約権 1 個当たり 35,000円 (1 株当たり 350円)
権 利 行 使 期 間		2025年 2 月15日から 2033年 2 月14日まで
行 使 の 条 件		(注) 1
役 員 状 況 保 有 状 況	取 締 役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 800個 目的となる株式数 80,000株 保有者数 2 名
	社 外 取 締 役	新株予約権の数 — 目的となる株式数 — 保有者数 —
	監 査 役	新株予約権の数 — 目的となる株式数 — 保有者数 —

(注) 1. 行使の条件は以下の通りです。

- ① 新株予約権の割り当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員、顧問、社外協力者その他これらに準じる地位を有していなければならない。ただし、新株予約権者が任期満了により退任又は定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。
- ② 新株予約権の行使は、当社普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場することを条件とする。
- ③ 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。ただし、取締役会が認めた場合はこの限りではない。
- ④ 本新株予約権の行使は、1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認めら

れないものとする。

- ⑤ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

- 2. 当社は2025年8月8日付で普通株式1株につき普通株式100株とする株式分割を行っており、上記記載の「新株予約権の目的となる株式の種類と数」、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整後の内容となっております。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

会計監査人の状況

(1) 名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	33,000千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	35,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

当社は、有限責任監査法人トーマツに対して、東京証券取引所スタンダード市場への上場に係るコンフォートレターの作成業務についての対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が公認会計士法等の法令に違反又は抵触する場合など、会計監査人の職務の執行に支障がある場合のほか、その必要があると判断した場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定することといたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社は、2022年8月17日開催の取締役会において以下のとおり「内部統制システムの整備に関する基本方針」を決議しております。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (i) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するために、経営理念・行動規範・コンプライアンス基本方針を定め、それらが遵守されるように周知徹底を行う。また、コンプライアンスに対する意識を啓発するために、定期的に研修等を実施する。
 - (ii) 不正行為等の早期発見と是正を目的として内部通報制度を設け、通報窓口を社内及び社外に設置し、通報者の保護を明確にして運用する。
 - (iii) 監査役は「監査役監査基準」に基づき、独立した立場で取締役の職務執行状況について監査し、適法性に関する疑義を発見した場合は、その事実を指摘し改善するよう代表取締役及び取締役会に勧告するとともに、必要に応じてその行為の差止めを請求する。
 - (iv) 内部監査担当者は、「内部監査規程」に基づき、業務運営及び財産管理の実態を調査し、使用人の職務の執行が法令、定款及び当社規程に適合していることを確認の上、代表取締役及び監査役会に報告する。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - (i) 取締役会をはじめとする重要な会議の意思決定に係る記録や、各取締役が「職務権限規程」に基づいて決裁した文書等、取締役の職務の執行に係る情報を適正に記録し、法令及び「文書保管管理規程」に基づき、定められた期間保存する。
 - (ii) データ化された機密情報については、「情報セキュリティ管理規程」に従い適切なアクセス制限やパスワード管理、並びにバックアップ体制を敷くことで機密性の確保と逸失の防止に努める。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (i) 事業活動上の重大な危険、損害の恐れやリスクについては、「リスクマネジメント・コンプライアンス規程」に基づく対応によって、リスクの早期発見と未然防止に努める。
 - (ii) リスクが顕在化した際は取締役会において、迅速かつ的確な対応を行うとともに、損失・被害等を最小限に留める体制を整える。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (i) 「取締役会規程」、「業務分掌規程」、「職務権限規程」を定め、取締役の職務及び権限、責任の明確化を図る。
 - (ii) 取締役会は、法定事項の決議、経営に関する重要事項の決定及び業務執行の監督等を行うものとし、毎月1回開催する。
 - (iii) 取締役会の他、会社の機動的な経営のため、事業戦略会を毎週1回開催し、取締役会で定められた事項を除く重要な事項について、効果的な経営執行を行う。
- ⑤ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、並びに監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - (i) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、監査役と協議の上、必要に応じて監査役の職務を補助する使用人を配置する。
 - (ii) 当該使用人に対する監査役からの指示については、取締役及び所属部門の上長からの指揮命令を受けないこととする。
 - (iii) 当該使用人の人事異動、考課及び懲戒処分については常勤監査役の同意を得るものとする。
- ⑥ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制、報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
 - (i) 取締役及び使用人は、会社に対し著しい損害を及ぼす恐れのある事実が発生する可能性が生じた場合もしくは発生した場合、または、法令・定款に違反する重大な事実が発生する可能性が生じた場合は、その事実を監査役に遅滞なく報告する。
 - (ii) 取締役及び監査役は、定期・不定期を問わず、コンプライアンス及びリスク管理への取組状況その他経営上の課題についての情報交換を行い、取締役・監査役間の意思疎通を図る。
 - (iii) 監査役は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会等の重要な会議に出席するとともに、監査業務の一環として取締役会議事録及び稟議書等の重要文書を閲覧し、必要に応じて取締役及び使用人に説明を求める。
 - (iv) 取締役及び使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、業務又は業績に重大な影響を与える事項、内部監査の実施状況、内部通報制度による通報状況及びその内容を報告する

体制を整備し、監査役の情報収集・交換が適切に行えるよう協力する。

- (v) 監査役に報告を行った取締役及び使用人について、代表取締役等の管理者は当該報告の事実を理由として不利益な取り扱いを行ってはならない。

⑦ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

- (i) 監査役の職務の執行に必要な費用については、毎期の予算策定時に監査役より担当部門に発生の見込みを提示する。会社は、当該費用については会社運営上必要な経費として支給する。
- (ii) 上記の支給方法は前払い・後払いのいずれの方法も可能とする。
- (iii) 予算を超過する費用については、事前に監査役より担当部門宛に請求理由とともに申請し、必要な手続きを経た上で支給する。

⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (i) 取締役は、監査役が取締役会その他重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、重要な会議に出席できる環境を整備するとともに、内部監査担当者、会計監査人及び外部の専門家等と必要に応じて連携できる環境を構築する。
- (ii) 監査役は会計監査人及び内部監査担当者と定期的に会合を持ち、監査の状況を共有し、効果的かつ効率的な監査の実施に努める。

⑨ 反社会的勢力との取引排除に向けた基本的な考え方と体制

(i) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、反社会的勢力に対して毅然とした対応を取ること、反社会的勢力との取引を含む一切の関係を拒絶することを「反社会的勢力対策規程」に定め、すべての取締役及び使用人に周知徹底する。

(ii) 反社会的勢力排除に向けた体制

反社会的勢力対応部署を定め、取引先の審査を行うこと等により反社会的勢力との関係の遮断に努めるとともに、反社会的勢力から接触を受けた場合には外部専門機関と連携しつつ組織的対応を行うものとする。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、「内部統制システムに関する基本方針」に基づき、以下の具体的な取組を行っております。

① 重要な会議の開催状況

当事業年度において、取締役会を20回（書面決議除く）開催し、各議案についての十分な審議や取締役の業務執行状況についての報告が行われ、活発な意見交換がなされております。また、取締役、常勤監査役、執行役員及びエグゼクティブマネジャー等からなる事業戦略会議を原則週1回開催し、業務執行の適正性・効率性を確保しております。

② コンプライアンス・リスク管理に関する取組

コンプライアンス意識の徹底を図るため、定期的に教育を実施しております。入社時に教育を実施するほか、全社を対象に情報セキュリティ、コンプライアンスにかかる教育を実施しました。また、内部監査では、法令、定款、社内規程等の遵守状況を監査項目に加え、会社の業務が適切に行われていることを確認しております。リスク管理の観点からは、コンプライアンス違反行為等を把握するため内部通報制度を設けているほか、コンプライアンス違反行為の防止に向けた対策の策定、全社に向けた注意喚起を実施しております。

③ 監査役の監査体制

当事業年度において監査役会を14回開催し、監査役会において定めた監査計画に基づいた監査を実施しております。また、当事業年度において20回（書面決議除く）開催された取締役会への出席のほか、原則として週1回開催される事業戦略会議その他の重要な会議への常勤監査役の出席を通じて、取締役による業務の執行を監査しております。監査役会は、監査の実効性を高めるため、必要に応じて内部監査担当者と情報交換を行うほか、適宜代表取締役よりヒアリングを行っております。また、内部監査の実施方法や内容について常勤監査役と内部監査担当者が意見交換を行っております。

会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益還元を経営上の重要課題の一つと認識し、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、安定した配当を行うことを基本方針としております。一方で、当社は現在成長過程にあると認識しており、財務体質の強化に加えて事業拡大のための内部留保の充実等を図り、システム等の設備投資、人材の確保や育成など事業拡大のための投資に充当していくことが株主に対する最大の利益還元につながると考えております。以上のことから創業以来配当は実施しておらず、今後においても当面の間は内部留保の充実を図ると共に、事業拡大の投資資金として有効に活用していく方針であります。

なお、剰余金の配当を行う場合は年1回の期末配当のみを基本方針としており、金銭による剰余金の配当に関する決定機関は取締役会として定めております。

当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会によらず取締役会の決議によって定めることができる旨、中間配当の基準日は毎年9月30日とする旨及び基準日を定めて剰余金を配当することができる旨を定款に定めております。

現段階では配当実施の可能性や実施時期等は未定であります。

株主資本等変動計算書

(2025年4月1日から)
(2026年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							新株予約権	純資産 合 計
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		株主資本 合 計		
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	その他利益 剰余金	利益剰余金 合 計			
					繰越利益 剰 余 金				
当 期 首 残 高	100,000	138,750	48,750	187,500	424,923	424,923	712,423	123	712,546
当 期 変 動 額									
新 株 の 発 行	701,030	701,030	－	701,030	－	－	1,402,061	－	1,402,061
当 期 純 利 益	－	－	－	－	307,100	307,100	307,100	－	307,100
当 期 変 動 額 合 計	701,030	701,030	－	701,030	307,100	307,100	1,709,161	－	1,709,161
当 期 末 残 高	801,030	839,780	48,750	888,530	732,023	732,023	2,421,584	123	2,421,708

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産

貯蔵品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

主として定額法を採用しております。ただし工具、器具及び備品については、定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 10年～20年

工具、器具及び備品 3年～10年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 繰延資産の処理方法

株式交付費

株式交付費は、支出時に全額費用処理しております。

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度負担額を計上しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

当社は、主として、医師の状況を網羅的に集積し、患者に最適な医師の選択を実現させるための医療情報サイトである「ドクターズ・ファイル」の展開、及び、医療機関を顧客とする医療情報マガジンである「頼れるドクター」等を発刊しております。

① ドクターズ・ファイル（ストック収入）

「ドクターズ・ファイル」における主要な履行義務は、Webでの医療機関の情報掲載サービスの提供であります。当該サービス提供において、当社は顧客との契約期間においてサービスを提供する履行義務を負っており、当該履行義務は時の経過につれて充足されるため、当該契約期間にわたって契約に基づく取引価格を按分し、収益を認識しております。

② 頼れるドクター（リピート収入）

医療情報マガジンである「頼れるドクター」における履行義務は、雑誌での医療機関の広告の提供であります。当該広告提供において、当社は顧客へ広告が掲載された雑誌を発刊する義務を負っており、当該履行義務は雑誌の発刊によって充足されるため、雑誌の発刊時点で収益を認識しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

(1) 固定資産の減損

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

有形固定資産	73,948千円
無形固定資産	86,678千円
減損損失	－千円

② 計算書類利用者の理解に資するその他の情報

(i) 当事業年度の計算書類に計上した金額の算出方法

減損の兆候の把握、減損損失の認識及び測定は、将来の事業計画及び将来キャッシュ・フローの見積りを使用しております。グルーピングは、支社を独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位としており、支社の営業損益が2期連続してマイナスとなった場合等に減損の兆候を把握しております。減損の兆候が把握された支社については、将来キャッシュ・フローを見積り割引前キャッシュ・フローの合計が当該事務所の固定資産の帳簿価額を下回る場合には、固定資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。回収可能価額は、正味売却価額と使用価値のいずれか高い金額によっております。

(ii) 当事業年度の計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

将来キャッシュ・フローの見積りは、将来の事業計画に基づく支社の営業損益予測に基づいております。将来の事業計画の見積りに当たっては、顧客数、ARPA（顧客当たりの利用単価）及び解約率（Net Revenue Churn Rate）等に関する経営指標を基礎にしており、特に新規顧客の獲得に伴う、継続的な売上高の増加を主要な仮定として織り込んでおります。

(iii) 翌事業年度の計算書類に与える影響

将来キャッシュ・フローの見積りにつきましては、入手可能な情報に基づいて算出しておりますが、不確実な経済条件の変動等によって、当該仮定に変化が生じた場合には、将来キャッシュ・フロー又は回収可能価額の見積りが変動し、翌事業年度の計算書類において固定資産の減損認識の判定及び減損損失の算定に重要な影響を与える可能性があります。

(2) 繰延税金資産の回収可能性

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産 68,171千円

② 計算書類利用者の理解に資するその他の情報

(i) 当事業年度の計算書類に計上した金額の算出方法

繰延税金資産の回収可能性の判断は、将来の課税所得の見積り、将来減算一時差異の解消見込年度から、回収可能性を判断したうえで繰延税金資産を計上しております。課税所得に関する見積りは、将来の事業計画に基づき算定しております。

(ii) 当事業年度の計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

将来の事業計画の見積りに当たっては、顧客数、ARPA（顧客当たりの利用単価）及び解約率（Net Revenue Churn Rate）等に関する経営指標を基礎にしており、特に新規顧客の獲得に伴う、継続的な売上高の増加を主要な仮定として織り込んでおります。

(iii) 翌事業年度の計算書類に与える影響

将来の課税所得の見積りにつきましては、入手可能な情報に基づいて算出しておりますが、不確実な経済条件の変動等によって、当該仮定に変化が生じた場合には、繰延税金資産の回収可能価額の見積りが減少し、翌事業年度の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 145,661千円

(2) 当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行2行と当座貸越契約を締結しております。この契約に基づく借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越限度額の総額	300,000千円
借入実行残高	－千円
差引額	300,000千円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数

	当事業年度 期首株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度 末株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	36,500	5,198,700	－	5,235,200
A種優先株式	2,600	－	2,600	－
合計	39,100	5,198,700	2,600	5,235,200

- (注) 1. 2025年6月27日開催の取締役会決議に基づき、A種優先株式のすべてにつき2025年7月15日付で自己株式として取得し、対価としてA種優先株主にA種優先株式1株につき普通株式1株を交付しております。なお、2025年7月15日付ですべてのA種優先株式は、会社法第178条の規定に基づき、消却しております。
2. 2025年6月27日開催の取締役会決議により、2025年8月8日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。これにより発行済株式総数は3,870,900株増加し、3,910,000株となっております。
3. 2025年12月19日の東京証券取引所スタンダード市場への新規上場に伴う2025年12月18日を払込期日とする有償一般募集増資による新株の発行により、1,000,000株増加しております。
4. 2026年1月20日を払込期日とする第三者割当増資による新株の発行により、325,200株増加しております。

(2) 当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

該当はありません。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

該当はありません。

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの

該当はありません。

(4) 当事業年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式

251,200株

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、事業計画及び資金計画に基づき、必要な資金は自己資金の充当、銀行借入、又は増資により調達しております。一時的な余剰資金においても安全性の高い預金にて運用し、投機目的及びトレーディング目的での取引、デリバティブ取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金等は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、社内の与信管理規程に従い、各営業部門における担当者が取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

敷金及び保証金は、主に事務所賃借に係るものであり、賃貸人の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、必要に応じて担当部署がモニタリングを行い、財政状況等の悪化による回収懸念の早期把握によりリスク低減を図っております。

営業債務である買掛金等は、流動性のリスクに晒されております。そのほとんどが1年以内の支払期日であります。当該リスクに関しては、担当部署が適時に資金計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより、流動性リスクを管理しております。

長期借入金は主に事業投資に係る資金調達であり、返済期限は決算日から最長4年後であります。また、借入金は、流動性リスクに晒されていますが、当社では、月次に資金計画を作成・更新する等の方法により管理しています。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2026年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
① 敷 金 及 び 保 証 金	125,807千円	113,732千円	△12,075千円
資 産 計	125,807	113,732	△12,075
② 長 期 借 入 金	104,358	103,337	△1,020
負 債 計	104,358	103,337	△1,020

(注) 1. 「現金及び預金」については、現金であること、及び預金が短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

2. 「売掛金」、「契約資産」、「未収入金」、「買掛金」、「契約負債」、「未払金」、「未払費用」、「未払法人税等」及び「未払消費税等」については短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

3. 1年内返済予定の長期借入金は、長期借入金を含めて表示しております。

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

区 分	時 価			
	レ ベ ル 1	レ ベ ル 2	レ ベ ル 3	合 計
(1) 敷金及び保証金	－ 千円	113,732千円	－ 千円	113,732千円
資産計	－	113,732	－	113,732
(2) 長期借入金	－	103,337	－	103,337
負債計	－	103,337	－	103,337

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価については、将来キャッシュ・フローを期末から返還までの見積り期間に基づき、国債の利回り等適切な利率で割引いた現在価値により算定しております。

長期借入金

長期借入金の時価については、固定金利によるものは、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。変動金利によるものは、短期間で市場金利及び信用リスクを反映しており、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。なお、長期借入金には1年内返済予定の長期借入金を含めて表示しております。

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 の 主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	11,315千円
賞与引当金	37,049千円
減価償却超過額	38,006千円
資産除去債務	14,467千円
その他	12,535千円
繰延税金資産小計	113,373千円
評価性引当額	△39,307千円
繰延税金資産合計	74,065千円
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	△5,894千円
繰延税金負債合計	△5,894千円
繰延税金資産の純額	68,171千円

7. 関連当事者との取引に関する注記

役員及び個人主要株主等

種 類	会社等の名称 又は氏名	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額 (千円)	科 目	期末残高 (千円)
役員 の 近親者	松 永 寛 暁	(被所有) 直接0.19% 間接0.19%	フェロー	給与等の支払 (注)	13,478	未払費用 その他 (預り金)	118 300

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 取引金額については、従事する業務内容を勘案して、決定しております。

8. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	医療特化型プラットフォーム事業
ストック収入（注１）	2,717,423
リピート収入（注２）	806,385
その他収入（注３）	319,058
顧客との契約から生じる収益	3,842,867
その他の収益	－
外部顧客への売上高	3,842,867

(注) １. 「ドクターズ・ファイル」の収入にかかる売上高。

２. 「頼れるドクター」の収入にかかる売上高。

３. スtock収入とリピート収入を除いた収入であり、主な内容はホスピタルズ・ファイル、ドクターズ・ファイル エージェント、ドクターズ・ファイル クリニコ、ドクターズ・ファイル アポレジタス、ドクターズ・ファイル メディパシー等の収入にかかる売上高であります。

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「１. 重要な会計方針に係る事項に関する注記（５）収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

(3) 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

顧客との契約から生じた債権及び契約資産は、計算書類において売掛金及び契約資産としてそれぞれ独立した科目で表示しております。また、契約負債も独立した科目で表示しています。そのため、契約資産及び契約負債の残高等の記載を省略しています。

当事業年度に認識した収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、34,768千円であります。なお、過去の期間に充足(又は部分的に充足)した履行義務から、当事業年度に認識した収益の額はありません。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社では、残存履行義務に配分した取引価格については、当初に予想される契約期間が１年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しています。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たりの純資産額	462.56円
(2) 1株当たりの当期純利益	72.12円

(注) 2025年8月8日付で普通株式1株につき普通株式100株の割合で株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。